

〔解説〕

- 1) 加入者となることができない。

確定拠出年金法上の「保険料免除者」は個人型年金の加入者となることはできません。
国民年金法第 89 条 1 項 2 号に規定される生活保護の受給者は、保険料免除者に該当するため、個人型年金の加入者となることはできません。

- 2) 加入者となることができる。

障害基礎年金の受給者は、国民年金法第 89 条 1 項 1 号の規定により国民年金の保険料納付が免除となりますが、確定拠出年金法上の「保険料免除者」には該当しないため、個人型年金の加入者となることができます。

- 3) 加入者となることができる。

公務員や私立学校教職員共済制度の加入者も個人型年金の加入者となることができます。

- 4) 加入者となることができる。

2022 年 5 月より、海外居住の国民年金の任意加入被保険者も個人型年金の加入者となることができるようになりました。また、国内居住の 60 歳以上 65 歳未満の国民年金の任意加入被保険者も個人型年金の加入者となることができるようになりました。

なお、2022 年 9 月までは、マッチング拠出を導入している企業型年金の加入者は、本人が加入者掛金を拠出していない場合でも個人型年金の加入者となることはできません。2022 年 10 月以降は、本人が加入者掛金を拠出していない場合は、個人型年金の加入者となることができるようになり、加入者ごとに、マッチング拠出を行うか個人型年金に加入するかを選択することが可能となります。

[戻る](#)